



■各投票所と投票時間

※筑紫恋地区及び末広地区の投票時間が
今回の選挙より変更となっています

投票区	投票場所	区 域	時 間
1	湾 月 生 活 館	湾月、愛冠	7時～20時
2	厚 岸 保 育 所	松葉(3丁目58まで、3丁目85～100)、 有明、梅香、 若竹(3丁目13まで、3丁目33～111)	〃
3	湖 南 地 区 集 会 所	松葉(3丁目59～84、3丁目101～)、 松葉4丁目、奔渡1丁目、若竹(3丁目 14～32、3丁目112～)、若竹4丁目	〃
4	多機能共生型地域交流センター	奔渡(2丁目～4丁目)	〃
5	漁村環境改善総合センター	奔渡(5丁目～7丁目)	〃
6	中央公民館筑紫恋分館	筑紫恋	9時～16時
7	床潭地区漁村センター	床潭	7時～19時
8	中央公民館末広分館	末広	9時～16時
9	トライベツ地区集会所	トライベツ	〃
10	若 松 地 区 集 会 所	若松	7時～19時
11	糸 魚 沢 地 区 集 会 所	糸魚沢	〃
12	真 竜 保 育 所	港町	7時～20時
13	真 栄 地 区 集 会 所	真栄	〃
14	住 の 江 地 区 集 会 所	住の江、山の手	〃
15	宮 園 地 区 集 会 所	宮園1丁目(第16投票区以外の番地)、 宮園2丁目	〃
16	宮 園 鉄 北 地 区 集 会 所	宮園1丁目(372～389)、宮園3丁目、 宮園4丁目、白浜、光栄	〃
17	門 静 地 区 集 会 所	門静、太田宏陽、乙幌	7時～19時
18	中央公民館苫多分館	苫多(第19投票区以外の番地)、 沖万別(8、14)、尾幌1582	〃
19	尾 幌 酪 農 ふ れ あ い 館	尾幌(第18投票区以外の番地)、 苫多6、沖万別36	〃
20	上尾幌地区コミュニティセンター	上尾幌	〃
21	太 田 活 性 化 施 設	太田、大別、セタニウシ、サツベツ、 片無去(930、945、1055)	〃
22	片 無 去 地 区 集 会 所	片無去(第21投票区以外の番地)	〃

代理人に投票用紙などの請求を依頼
してください。

郵便による不在者投票

身体に重度の障がいなどがあるた
め、投票所に行けない人は、自宅で
郵便による投票ができます。この場
合、郵便等投票証明書の交付を受け
ておく必要があります。7年間の有
効期限が切れる人、新たに交付を受
ける人は、早めに申請の手続きをし
てください。

郵便等投票証明書は、本人が署名
した(代理記載の場合は不要)交付申
請書に、身体障害者手帳、戦傷病者
手帳または介護保険の被保険者証を
添えて申請すると交付されます。こ
の証明書を添えて7月17日(水)まで
投票用紙の請求をしてください。
なお、この投票ができる人は、次
のとおりです。

●身体障害者手帳に「両下肢、体幹、
移動機能の障害の程度が一級若しく
は二級である者」、「心臓、じん臓、
呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝
臓の障害については特別項症から第
三項症までである者」として記載さ
れている人

●戦傷病者手帳に「両下肢、体幹の
障害については特別項症から第二項
症までである者」、「心臓、じん臓、
呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝
臓の障害については特別項症から第
三項症までである者」として記載さ
れている人

郵便などによる不在者 投票における代理記載

郵便による不在者投票をすること
ができる人で、自ら投票の記載をす
ることができない人は、あらかじめ
厚岸町選挙管理委員会の委員長に届
け出た人に、投票に関する記載をさ
せることができます。

該当する人は、次のとおりです。
●身体障害者手帳に「上肢若しくは
視覚の障害の程度が一級である者」
として記載されている人

●戦傷病者手帳に「上肢若しくは視
覚の障害の程度が特別項症から第二
項症までである者」として記載され
ている人

ほかの市町村での投票

長期出張などで投票日当日、厚岸
町で投票することができない人は、
最寄りの選挙管理委員会でする投票
ができます。投票用紙の請求は、
早めに厚岸町選挙管理委員会に申し
込んでください。

この場合、投票用紙の請求書は、
必ず本人の自書でなければなりません。
ん。

●選挙についての問い合わせ／厚岸
町選挙管理委員会